

四	三	二	一	条 平 省 ○
發 行 方 法	用 振 替 法 の 適 用	の 法 発 号 名	件 成 第 三 十 一 年 一 月 二 月 四 五 六 七 月 一 月 四 五 六 七 月	財 務 省 借 利 債 令 第 三 十 一 年 号 告 示 第 四 十 二 号

競債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
 争市め別つ入入。へ格替適下(平成十三年法律第十五号)項律計号法め営四政六付  
 入場る参て札札に以を機用「振替法」第ニ律のに号法回國庫債券(昭和三十一年二月一日)に告示する。  
 札特も加、と発よる「争は受ける」株式等の振替に付本の法律第十七号(昭和二十一年五月)に規定する。  
 発別の者財同行る「争は受ける」法律第二百九十九号(昭和二十一年五月)に規定する。  
 行参にご務時「発行価に日ける」法律第二百九十九号(昭和二十一年五月)に規定する。  
 「加よと大にと行格付本の法律第十七号(昭和二十一年五月)に規定する。  
 「と者るに臣行いへ競し銀もい」という法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 「い・発応がわう以争て行のう」法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 「う第行募各れ。下入行とと。」法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 「I(限国る、「札わすしし」法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 及非度債入価価「れる」法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 び価下額市札格格とる。そ規法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。  
 価格国を場で競競い入の定法律第一百四十条(昭和二十一年五月)に規定する。

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

五

イ

方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

する政七つ定う億額  
 るた運十いにち円面  
 法め當三て基、金  
 律のに億はづ財額  
 第公必七、き政で  
 三債要千額発法一  
 条のな七面行第兆  
 第發財百金し四七  
 一行源五額た条千  
 項のの十で利第三  
 の特確万三付一百  
 規例保円千国項二  
 定にを、五債の十  
 に關図財百に規八

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圍別応ち  
 割内參募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい

發別にご務後格  
 行參よと大に競  
 「加るに臣行争  
 と者發応がわ入  
 い・行募各れ札  
 う第へ限國るの  
 )。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 争市る參てを  
 入場も加、し  
 札特の者財た

## 七

ハ

ロイ  
払

ハ

ロ

争非者特国行	争非者特国入価込	行	争非者特国行	争非者特国
入価・別債	入価・別債札格		入価・別債	入価・別債
札格第参市	札格第参市發競金		札格第参市	札格第参市
發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場行争額		發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場

二  
千  
六  
億  
六  
百  
六  
十  
三  
万  
八  
千  
円

一三二一  
万千兆  
円六円七  
百千  
八四  
十百  
一六  
億  
六六  
千千  
三百  
九百  
十

でた条特五いに關國財三債のに億て基  
千利第別億て基する政十に規關五はづ  
九付一會円、づるた運四つ定す千、き  
百國項計額き法め當億いにる二額發  
九債のに面發律のに六て基法百面行  
十に規關金行第公必千はづ律九金し  
七つ定す額し三債要九、き第十額た  
百千  
億いにるでた条のな百額發四万で利  
円て基法三利第發財六面行十円一付  
、づ律千付一行源十金し七、兆國  
額き第六國項のの万額た条特七債  
面發四百債の特確円で利第別百に  
金行十六に規例保三付一會十つ  
額し七十つ定にを千國項計九い

十四	十 四	十 三 二	十 十 口 イ 一	十 十 發	九 八	振 額 最 低 行 替 額 單 面 位 金
初		の 経 利 入 価 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発				
期		払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 · 別 債 札 格 行 行				
利		込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価				
子		み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日				
金と平	る 定 り 払 募 年			錢 額 錢 額	平 す 額 の 振	五
額し成	。す 算 込 入 ○			四 面 以 面	成 る の 記 替	万
を、三	る 出 金 決 ·			厘 金 上 金	三 。 整 載 法	円
支次十	期 し 額 定 一			額 の 額	十 数 又 の	
払の一	日 た に の パ			百 そ 百	一 倍 は 規	
う算年	に 金 加 通 ।			円 れ 円	年 の 記 定	
。式七	払 額 え 知 セ			に ぞ に	一 金 錄 に	
たに月	い を 、 を ン	100   0.1		つ れ つ	月 額 は よ	
だよ一	込 第 次 受 ト	×		き の き	四 に 、 る	
しり日	む 二 の け	365   3		百 応 百	日 よ 最 振	
、算を	も 十 算 た			円 募 円	る 低 替	
支出支	の 号 式 者			四 価 四	も 額 口	
払し払	と に に は			十 格 十	の 面 座	
期 た 期	す 規 よ 、			五 五	と 金 簿	

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 を そ 払 每 謹 す 次 そ が  
成 務 本 面 成 支 の 期 年 月 号 の 銀  
三 大 銀 金 三 払 日 と 一 月 期 及 翌 行  
十 臣 行 額 十 う 以 し 月 × 日 び 営 休  
一 か 百 三 ° 前 、 一 100.1 に 第 業 業  
年 ら 円 年 六 各 日 × つ 十 日 日  
一 通 に 一 月 支 及 21- い 六 に に  
月 知 つ 月 間 払 び て 号 支 当  
四 を き 一 に 期 七 同 に 払 た  
日 受 百 日 属 に 月 じ お う る  
け 円 す お 一 ° い へ と  
た る い 日 ° て 以 き  
者 利 て を 規 下 は  
子 、 支 定 、 、